

第 4 回 定 例 会

議案第 263 号

下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

職員の給与を改定し、及び所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(初任給調整手当) 第10条の2 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員には、月額 <u>185,500円</u> を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後市規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。 2・3 略	(初任給調整手当) 第10条の2 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員には、月額 <u>186,000円</u> を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後市規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。 2・3 略
(通勤手当) 第16条 略 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、 <u>58,500円</u> 以内で市規則で定める額 (3) 略 3～8 略	(通勤手当) 第16条 略 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、 <u>61,000円</u> 以内で市規則で定める額 (3) 略 3～8 略
(宿日直手当) 第23条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、5,400円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあって	(宿日直手当) 第23条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、5,400円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあって

<p>は<u>21,000円</u>（管理職手当の支給を受ける者（医療職給料表（二）の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）にあっては、<u>12,600円</u>）、市規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては<u>6,900円</u>）を宿日直手当として支給する。ただし、半日直勤務の場合にあっては、その勤務1回につき、2,700円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の半日直勤務にあっては<u>10,500円</u>（管理職手当の支給を受ける者にあっては、<u>6,300円</u>）、市規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う半日直勤務にあっては<u>3,450円</u>）を支給する。</p>	<p>は<u>22,500円</u>（管理職手当の支給を受ける者（医療職給料表（二）の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）にあっては、<u>13,500円</u>）、市規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては<u>7,700円</u>）を宿日直手当として支給する。ただし、半日直勤務の場合にあっては、その勤務1回につき、2,700円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の半日直勤務にあっては<u>11,250円</u>（管理職手当の支給を受ける者にあっては、<u>6,750円</u>）、市規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う半日直勤務にあっては<u>3,850円</u>）を支給する。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>（期末手当）</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第29条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下この項及び第29条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の105</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の127.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額と</p>

	(1)～(4) 略	する。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」とする。	(1)～(4) 略	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、「100分の127.5」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「100分の107.5」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。
4～6 略	4～6 略	
(勤勉手当) 第29条 略	(勤勉手当) 第29条 略	
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の125</u> ）を乗じて得た額の総額	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の105</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の125</u> ）、 <u>12月に支給する場合には100分の107.5</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の127.5</u> ）を乗じて得	

	た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の60</u> ）を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の50</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の60</u> ）、 <u>12月に支給する場合には100分の52.5</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の62.5</u> ）を乗じて得た額の総額
3～5 略	3～5 略

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年前 再任用 短時間 勤務職員以外 の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		

45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000		
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100			
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400			
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700			
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900			
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200			
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400			
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700			
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900			
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200			
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500			
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800			
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000			
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300			
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600			
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800			
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000			
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300			
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600			
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800			
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000			
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300			
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600			
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800			
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000			
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300			
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600			
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800			
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000			
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300				
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600				
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800				
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000				
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300				
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600				
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800				
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000				
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300				
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600				
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800				
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000				
86	266, 200	305, 800	355, 700						
87	266, 500	306, 100	356, 100						
88	266, 800	306, 400	356, 500						
89	267, 100	306, 700	356, 700						
90	267, 400	307, 000	357, 100						
91	267, 700	307, 300	357, 500						
92	268, 000	307, 600	357, 900						

93	268, 300	307, 800	358, 100								
94		308, 000	358, 400								
95		308, 300	358, 800								
96		308, 700	359, 100								
97		308, 900	359, 400								
98		309, 200	359, 800								
99		309, 500	360, 200								
100		309, 900	360, 600								
101		310, 100	361, 100								
102		310, 400	361, 500								
103		310, 700	361, 900								
104		311, 000	362, 300								
105		311, 200	362, 800								
106		311, 500	363, 200								
107		311, 800	363, 500								
108		312, 100	363, 800								
109		312, 300	364, 200								
110		312, 600									
111		313, 000									
112		313, 300									
113		313, 500									
114		313, 700									
115		314, 000									
116		314, 400									
117		314, 600									
118		314, 800									
119		315, 100									
120		315, 400									
121		315, 700									
122		315, 900									
123		316, 200									
124		316, 500									
125		316, 800									
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額									
		200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800	409, 200	462, 400	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前	1	円 305,600	円 415,600	円 470,300	円 566,200	円 613,700
再任用	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
短時間勤務職員以外の職員	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		
	36	401,100	471,800	530,400		
	37	402,500	473,200	531,400		

38	403, 900	474, 900	532, 700	
39	405, 300	476, 500	534, 000	
40	406, 700	478, 000	535, 300	
41	408, 200	479, 600	536, 300	
42	408, 900	480, 800	537, 100	
43	409, 500	481, 900	537, 900	
44	410, 100	483, 000	538, 700	
45	410, 900	484, 000	539, 600	
46	411, 500	484, 900	540, 400	
47	412, 100	485, 800	541, 200	
48	412, 600	486, 600	541, 900	
49	413, 100	487, 300	542, 700	
50	413, 500	488, 000	543, 500	
51	414, 000	488, 700	544, 200	
52	414, 400	489, 300	545, 100	
53	414, 800	489, 900	546, 000	
54	415, 100	490, 600	546, 800	
55	415, 400	491, 200	547, 700	
56	415, 800	491, 800	548, 600	
57	416, 100	492, 100	549, 400	
58	416, 500	492, 700	550, 200	
59	416, 800	493, 300	551, 000	
60	417, 200	494, 000	551, 700	
61	417, 600	494, 400	552, 500	
62	417, 900	495, 000	553, 400	
63	418, 200	495, 700	554, 300	
64	418, 500	496, 400	555, 200	
65	418, 800	496, 800	556, 000	
66		497, 400	556, 900	
67		498, 000	557, 800	
68		498, 500	558, 700	
69		499, 000	559, 500	
70		499, 500	560, 400	
71		500, 000	561, 300	
72		500, 500	562, 200	
73		500, 900	563, 000	
74		501, 400		
75		501, 800		
76		502, 200		
77		502, 700		
78		503, 300		
79		503, 800		

	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

備考 この表は、保健所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（二）

号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円		円		円
1	470,300	49	542,700	97	591,500	145	634,600
2	472,300	50	543,500	98	592,300	146	635,500
3	474,200	51	544,200	99	593,100	147	636,400
4	476,100	52	545,100	100	594,100	148	637,300
5	477,500	53	546,000	101	595,000	149	638,200
6	479,200	54	546,800	102	595,900	150	639,100
7	481,000	55	547,700	103	596,800	151	640,000
8	482,800	56	548,600	104	597,700	152	640,900
9	484,600	57	549,400	105	598,600	153	641,800
10	486,300	58	550,200	106	599,500	154	642,700
11	488,100	59	551,000	107	600,400	155	643,600
12	489,900	60	551,700	108	601,300	156	644,500
13	491,700	61	552,500	109	602,200	157	645,400
14	493,400	62	553,400	110	603,100	158	646,300
15	495,200	63	554,300	111	604,000	159	647,200
16	497,000	64	555,200	112	604,900	160	648,100
17	498,800	65	556,000	113	605,800	161	649,000
18	500,700	66	556,900	114	606,700	162	649,900
19	502,600	67	557,800	115	607,600	163	650,800
20	504,500	68	558,700	116	608,500	164	651,700
21	506,400	69	559,500	117	609,400	165	652,600
22	508,100	70	560,400	118	610,300	166	653,500
23	509,900	71	561,300	119	611,200	167	654,400
24	511,700	72	562,200	120	612,100	168	655,300
25	513,300	73	566,200	121	613,000	169	656,200
26	515,100	74	567,700	122	613,900	170	657,100
27	516,900	75	569,200	123	614,800	171	658,000
28	518,400	76	570,700	124	615,700	172	658,900
29	519,800	77	572,300	125	616,600	173	659,800
30	521,500	78	573,500	126	617,500	174	660,700
31	523,300	79	574,700	127	618,400	175	661,600
32	525,000	80	575,900	128	619,300	176	662,500
33	526,500	81	577,400	129	620,200	177	663,400
34	527,800	82	578,300	130	621,100	178	664,300
35	529,100	83	579,200	131	622,000	179	665,200
36	530,400	84	580,100	132	622,900	180	666,100
37	531,400	85	581,000	133	623,800	181	667,000
38	532,700	86	582,100	134	624,700	182	667,900
39	534,000	87	582,900	135	625,600	183	668,800
40	535,300	88	583,700	136	626,500	184	669,700
41	536,300	89	584,500	137	627,400	185	670,600
42	537,100	90	585,300	138	628,300		
43	537,900	91	586,400	139	629,200		
44	538,700	92	587,200	140	630,100		
45	539,600	93	588,000	141	631,000		
46	540,400	94	588,800	142	631,900		
47	541,200	95	589,600	143	632,800		
48	541,900	96	590,700	144	633,700		

備考 この表は、下関市立豊田中央病院、下関市立豊田中央病院殿居診療所及び下関市立角島診療所に勤務する医師に適用する。

第2条 下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第26条 略	第26条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>6月に支給する場合には100分の125</u> （行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。 <u>以下の項及び第29条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u>	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> （行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第29条において「特定幹部職員」という。）にあっては、 <u>100分の106.25</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の61.25</u> 」とする。
4～6 略	4～6 略
(勤勉手当)	(勤勉手当)

第29条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

第29条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 略

（下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第51

号) の一部を次のように改正する。

第10条の2の改正規定を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(初任給調整手当) 第10条の2 <u>医療職給料表（二）の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員には、月額186,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後市規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。</u>	(初任給調整手当) 第10条の2 <u>次の各号に掲げる職員の職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後市規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。</u> <u>(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職 月額310,800円</u> <u>(2) 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の職 月額186,000円</u>
2・3 略	2・3 略

(下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>392,000</td></tr><tr><td>2</td><td>440,000</td></tr><tr><td>3</td><td>492,000</td></tr><tr><td>4</td><td>555,000</td></tr><tr><td>5</td><td>634,000</td></tr></tbody></table>	号給	給料月額（円）	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>405,000</td></tr><tr><td>2</td><td>455,000</td></tr><tr><td>3</td><td>508,000</td></tr><tr><td>4</td><td>574,000</td></tr><tr><td>5</td><td>655,000</td></tr></tbody></table>	号給	給料月額（円）	1	405,000	2	455,000	3	508,000	4	574,000	5	655,000
号給	給料月額（円）																								
1	392,000																								
2	440,000																								
3	492,000																								
4	555,000																								
5	634,000																								
号給	給料月額（円）																								
1	405,000																								
2	455,000																								
3	508,000																								
4	574,000																								
5	655,000																								

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">6</td><td style="width: 80%; text-align: right;"><u>740,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td style="text-align: right;">864,000</td></tr> </table>	6	<u>740,000</u>	7	864,000	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">6</td><td style="width: 80%; text-align: right;"><u>765,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td style="text-align: right;">893,000</td></tr> </table>	6	<u>765,000</u>	7	893,000
6	<u>740,000</u>								
7	864,000								
6	<u>765,000</u>								
7	893,000								
2～4 略	2～4 略								
(下関市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定期付職員に対する職員給与条例 第24条第1項及び第2項、第25条第1項、第26条第2項並びに第29条第2項の規定の適用については、職員給与条例第24条第1項中「第10条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、職員給与条例第24条第2項及び第25条第1項中「第10条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」と、職員給与条例第26条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と、職員給与条例第29条第2項第1号中「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」とする。	(下関市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定期付職員に対する職員給与条例 第24条第1項及び第2項、第25条第1項、第26条第2項並びに第29条第2項の規定の適用については、職員給与条例第24条第1項中「第10条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第7号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、職員給与条例第24条第2項及び第25条第1項中「第10条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」と、職員給与条例第26条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の96.25</u> 」と、職員給与条例第29条第2項第1号中「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の88.75</u> 」とする。								
3 略	3 略								

(下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第31条 略 2 略	第31条 略 2 略

<p>3 期末手当の額は、前項に規定する期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前<u>6月</u>以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>3 期末手当の額は、前項に規定する期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前<u>6箇月</u>以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>
---	--

第6条 下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、前項に規定する期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前<u>6箇月</u>以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p>	<p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、前項に規定する期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前<u>6箇月</u>以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p>

<p>4 略</p> <p>5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>4 略</p> <p>5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>
---	---

(下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第7条 下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>(住居手当)</p> <p>第5条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第6条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第5条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第6条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚</p>

<p>り受け、家賃を支払っているもの又はこれらとのものとの権衡上必要があると認められるもの</p>	<p><u>姻関係と同様の事情にある者を含む。</u> <u>以下同じ。)</u>が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの</p>
---	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定、第4条中下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の改正規定並びに第6条及び第7条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の下関市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第10条の2第1項、第16条第2項第2号、第23条第1項、別表第1、別表第3及び別表第4の規定は令和7年4月1日から適用し、第1条の規定による改正後の給与条例第26条第2項及び第3項並びに第29条第2項各号の規定並びに第5条の規定による改正後の下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第31条第3項及び第5項の規定は同年12月1日から適用する。

(通勤手当の額の改定の効力発生時期の特例)

- 3 会計年度任用職員給与条例第9条の規定により常勤職員の例によることとされる通勤手当及び会計年度任用職員給与条例第29条第1項第1号の規定により常勤職員の通勤手当の例により算出される割増報酬について、次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員の通勤手当及び割増報酬については、前項の規定にかかわらず、第1条の規定による給与条例の改正による通勤手当の額の改定の効力は、令和8年1月1日から生ずるものとする。

- (1) 任期の定めが3月以内の者
- (2) 1週間当たりの勤務日数が2日未満の者

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 4 令和7年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内扱)

- 5 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内扱とみなす。

(委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。